

工事請負契約における中間前払金の認定に関する取扱いについて

第1 趣旨

この取扱は、三重県が発注する建設工事に係る中間前金払に関する取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第2 中間前金払の対象となる工事について

1 対象工事について

既に前金払の請求を行った工事で、請負代金額が1件100万円以上であるものに限る。

2 中間前金払の対象となる経費の範囲について

工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

第3 中間前金払の割合について

請負代金額の10分の2（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の出来高予定額の10分の2）以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の出来高予定額の10分の6）を越えてはならないものとする。

第4 中間前金払の認定方法について

1 当該工事を担当する発注機関の長は、受注者から中間前金払に係る認定の請求（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（以下「要綱」という。）第39号様式）があったときは、下記要件のすべてに該当しているかどうか調査するものとする。

- (1) 当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約分にあつては、出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

なお、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に加算することができるものとする。

2 前項の調査は、当該工事の監督員（以下「認定者」という。）が行うこととし、認定者は、前項の要件を三重県公共工事共通仕様書第11号様式の工事履行状況報告書により確認できるものとする。

3 認定者は、調査の結果が妥当と認めるときは、認定調書（要綱第40号様式）を2部作成し、1部を受注者に交付し、他を受注者の提出する請求書（要綱第26号様式）に添えて保管するものとする。

第5 中間前金払と部分払について

中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

なお、契約時に中間前金払を選択した場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。

（平成23年4月1日改正）